

生駒市規則第 35 号

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 25 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 生駒市行政組織規則（平成 6 年 7 月生駒市規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 40 条の 2」を「第 40 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「市民課 市民係」を「市民課 市民係 戸籍係
スマート窓口室 推進係」に改め、同条第 2 項中「窓口 D X 推進室 推進係」を削る。

第 3 条中「第 40 条の 2」を「第 40 条」に改める。

第 9 条の 3 市民係の項中第 2 号から第 4 号までを削り、同項中第 5 号を第 2 号とし、第 6 号から第 19 号までを 3 号ずつ繰り上げ、同項第 20 号から第 23 号までを削り、同条に次の 1 項を加える。

戸籍係

- (1) 戸籍法による各種届出等に係る諸台帳の作成及び管理並びに職権による事務処理に関すること。
- (2) 戸籍法による各種届出等に係る統計、報告及び通知に関すること。
- (3) 戸籍法による照会の回答に関すること。
- (4) 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 58 条第 1 項の通知に関すること。
- (5) 人口動態及び推計人口に関すること。

(6) 埋火葬及び市営火葬場の使用許可に関すること。

(7) 死産届に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

第9条の3の次に次の1条を加える。

第9条の3の2 市民課スマート窓口室が分掌する事務は、次のとおりとする。

推進係

(1) 窓口におけるデジタル技術の導入に係る企画、調整及び推進に関すること（他課の所管に係るものを除く。）。

第40条の2を削る。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第2条 給料等の支給に関する規則（昭和32年7月生駒市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の5第1項の表の6の項中「総務課の室長」の次に「、市民課の室長」を加え、「、デジタルイノベーション推進課の室長」を削る。

（生駒市会計規則の一部改正）

第3条 生駒市会計規則（昭和48年3月生駒市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

市民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納	所管係長 市民サービスコーナーに勤務する職員	を
	所管に係る物品の出納保管	—	

市民課長	所管に係る使用料及び手数料の収納	所管係長 市民サービスコーナーに勤務する職員
	所管に係る物品の出納保管	—

に改め、

同表デジタルイノベーション推進課窓口DX推進室長の部を削る。」

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。